

じゅうてん し さくじっし ねんけいかく
重点施策実施5か年計画

しょうがい う む こくみんだれ たが ささ あ
～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い
とも い しゃかい とりくみ
共に生きる社会へのさらなる取組～

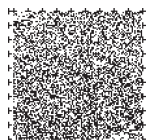
へいせい ねん がつ にち
平成19年12月25日

しょうがいしゃ し さくすいしんほん ぶ けつてい
障害者施策推進本部決定

しょうがいしゃ し さく せい ふ へいせい ねん ねん ど ねん ど
障害者施策において、政府は、平成14年に、15年度から24年度ま
ねんかん けいかく き かん しょうがいしゃ き ほんけいかく き ほんけいかく
での10年間を計画期間とする「障害者基本計画」（以下「基本計画」
という。）を策定し、併せて、基本計画に基づく諸施策の着実な推進
はか ぜん き ねんかん かか げんこう じゅうてん し さくじっし ねんけいかく さく
を図るため、前期5年間に係る現行「重点施策実施5か年計画」を策
てい
定した。

き ほんけいかく わ く に め ざ しゃかい しょうがい う む
基本計画においては、我が国が目指すべき社会を障害の有無にか
かわらず、こくみんだれ そうご じんかく こせい そんちょう ささ あ きょうせいしゃかい
国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会
とすることを掲げ、そのための課題、分野別施策の基本的方向等を規
かか か だい ぶん や べつ し さく き ほんてきほうこうとう き
定したところである。

いらい わ く に しょうがいしゃ し さく き ほんけいかくおよ げんこう じゅうてん し さくじっし
以来、我が国の障害者施策は、基本計画及び現行「重点施策実施
ねんけいかく もと きょうせいしゃかい じつげん む ちゃくじつ すいしん
5か年計画」に基づき、共生社会の実現に向けて着実に推進され、
かくぶん や ほうせい ど かいせいとう おこな
各分野で法制度の改正等が行われてきたところである。



ほうせい ど かいせいとう
〈法制度の改正等〉

へいせい ねん
平成16年

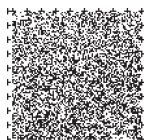
- しょうがい りゆう さべつ きんしとう ないよう しょうがいしゃ きほんほう
・ 障害を理由とする差別の禁止等を内容とする障害者基本法
かいせい
の改正
はったつしょうがいしゃ たい せいかつぜんぱん し えん そくしんとう はか
・ 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進等を図る
ため
はったつしょうがいしゃ し えんほう せいてい
の発達障害者支援法の制定

へいせい ねん
平成17年

- せいしんしょうがいしゃ たい こようたいさく きょうかどう おこな しょうがい
・ 精神障害者に対する雇用対策の強化等を行うための障害
しゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ かいせい
者の雇用の促進等に関する法律の改正
しょうがいしゃ ちいき あんしん く しょうがいふく
・ 障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害福
し
祉サービスを質・量共に充実すること等を目的とした障害
しゃ じりつ し えんほう せいてい
者自立支援法の制定

へいせい ねん
平成18年

- ふくすう しょうがい たいおう きょういく おこな とくべつ し えん
・ 複数の障害に対応した教育を行うことのできる特別支援
がっこう せい ど か どう おこな がっこうきょういくほうとう かいせい
学校の制度化等を行うための学校教育法等の改正
きょういく き かいきんとう かなか きてい しょうがいしゃ きょういく かなか し えん
・ 教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援を
も こ きょういく きほんほう かいせい
盛り込んだ教育基本法の改正
こうきょうこうつう き かん どうろ けんちくぶつとう いったいてき そうごうてき
・ 公共交通機関、道路、建築物等の一体的・総合的なバリア
か そくしんとう ないよう こうれいしゃ しょうがいしゃとう い どうとう
フリー化の促進等を内容とする高齢者、障害者等の移動等
えんかつ か そくしん かん ほうりつ せいてい
の円滑化の促進に関する法律の制定



こくれん どうこうとう
〈国連の動向等〉

へいせい ねん
平成18年

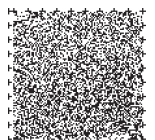
- こくれんそうかい しょうがいしゃ けんり およ そんげん ほ ご およ
・ 国連総会における、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び
そくしん ほうかつてき そうごうてき こくさいじょうやく しょうがいしゃ
促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者
けんり じょうやく さいたく
権利条約の採択

へいせい ねん
平成19年

- こくれん たいへいようけいざいしゃかい い いんかい エ ス カ ッ プ
・ 国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）における
「びわこミレニアムフレームワーク」に係る後期5年間の
こうどう し しん さいたく
行動指針としての「びわこプラスファイブ」の採択
しょうがいしゃけんり じょうやく しょめい
・ 障害者権利条約の署名

きょうせいしゃかい しょうがい う む こくみんだれ そう ご じんかく
共生社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と
こせい そんちょう ささ あ しゃかい しょうがいしゃ しゃかい たいとう
個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害者が社会の対等な
こうせいいん じんけん そんちょう じ こせんたく じ こけつてい もと しゃかい
構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあ
らゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会で
ある。

ほんけいかく げんこう じゅうてん し さくじっし かねんけいかく きかん
本計画においては、現行「重点施策実施5か年計画」期間におい
おこな ほうせい ど かいせい しこうじょうきょうとう ふ じりつ きょうせい りねん
て行われた法制度の改正の施行状況等を踏まえ、自立と共生の理念
もと きょうせいしゃかい じつげん しん きよ い か じゅう
の下に、共生社会の実現に真に寄与するようにするため、以下に重
てん お し さくてんかい ほか
点を置き、施策展開を図ることとするものである。



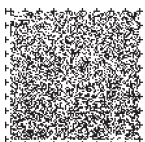
☆ 地域での自立生活を基本に、身体障害、知的障害、精神障害、
発達障害等の障害の特性に応じ、障害者のライフサイクルの全
段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行う
こと。

☆ 障害者の地域における自立や社会参加に係る障壁を除くため、
誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生
活環境の整備等を推進するとともに、IT（情報通信技術）の
活用等により障害者への情報提供の充実等を図ること。

☆ 障害者自立支援法の抜本的な見直しの検討を進め、その結果
を踏まえ必要に応じ本計画の見直しを行うこと。

☆ 障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的
かつ総合的な国際条約である障害者権利条約の可能な限り早
期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図ること。

本計画においては、これらを基とし、基本計画の後期5年間にお
ける諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重
点的に取り組むべき課題について、120の施策項目並びに57の数値目
標及びその達成期間等を定めるものである。



I 重点的に実施する施策及びその達成目標

1 啓発・広報

○基本方針

障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて、障害者への配慮等について国民の協力を得るため、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進する。

①啓発・広報活動の推進

○共生社会の理念の普及等

障害者週間の行事の実施等を通じて、共生社会の理念の普及を図る。

特に、将来を担う若者に対する啓発・広報を一層推進する。

また、障害のある人が障害のない人と同じように生活するために必

要な配慮・工夫について国民の理解と協力を得るため、啓発・広報を

推進する。

(数値目標・達成期間)

○共生社会の周知度

・世代全体

40.2% [19年] → 50% [24年]

